

〔試訳〕カナダ連邦オンタリオ州証券法の不実開示に関する 民事責任規定

藤 林 大 地

本資料は、カナダの政治と経済の中心であるオンタリオ州の証券法 (Securities Act (R.S.O. 1990, c. S.5) (Last amendment: 2012, c. 8, Sched. 55.)) について、不実開示に関する民事責任規定および関連規定を抜粋して邦訳したものである。

具体的には、不実開示に関する民事責任規定として、「民事責任」と題する第二三章のうちの不実開示に関する規定および「流通市場における開示に対する責任」と題する第二三・一章を訳出している。なお、証券法は一部を規則に委任しており、第二三・一章においても規則への委任が規定されているため、通則 (General (R.R.O. 1990, Regulation 1015) (Last amendment: O. Reg. 437/10.)) の第一六章も訳出している。また、関連規定としては、第一条第(1)項の定義規定、第一・

一条の目的規定および第八九・一条第(1)項の定義規定を訳出している。なお、第一条および第一・一条については章立てがなされていないため、「序章」とした。

証券法 (Securities Act (R.S.O. 1990, c. S.5))

序章

Interpretation

第一条(1)定義 [訳者注：抜粋]
本法において、

〔試訳〕カナダ連邦オンタリオ州証券法の不実開示に関する民事責任規定

同志社法学 六四巻五号 一一五 (二六一五)

「法人」とは、会社、法人化された団体、法人化されたシンジケートまたはその他の法人化された組織をいう。

「支配者」とは、次に掲げる者をいう。

- (a) 発行者の支配に実質的に影響を与えることについて発行者の社外全議決権付証券に付随する議決権の十分な数を保有している個人または法人。個人または法人が発行者の社外全議決権付証券に付随する議決権の二〇％を超える議決権を保有している場合、反対の証拠が存在しない限り、当該個人または法人は、発行者の支配に実質的に影響を与えることについて十分な議決権を保有していると看做される。

- (b) 契約、協定、誓約または合意によって協調しており、発行者の支配に実質的に影響を与えることについて発行者の社外全議決権付証券に付随する議決権の十分な数を総計において保有している個人または法人の連合の各個人または法人。個人または法人の連合が発行者の社外全議決権付証券に付随する議決権の二〇％を超える議決権を保有している場合、反対の証拠が存在しない限り、当該個人または法人の連合は、発行者の支配に実質的に影響を与えることについて十分な議決権を保有していると看做される。

「デリバティブ」とは、オプション、スワップ、先物契約、先渡契約、その他の金融契約もしくは金融商品または商品契約もしくは商品であつて、その市場価格、価額、引渡義務、支払義務または決済義務が、基礎となつている権利（価額、価格、相場、変数、インデックス、事象、確率または事物を含む）に派生するもの、それを基準とするものまたはそれに基づくものをいい、次に掲げるものは除かれる。

- (a) 商品先物法第一条第(1)項において定義されている商品先物契約
- (b) 商品先物法第一条第(1)項において定義されている商品先物オプション
- (c) 第(10)項に基づく委員会の命令によつて、デリバティブではないとされた契約または商品
- (d) 規則によつてデリバティブではないと定められた種類の契約または商品に該当する契約または商品

「取締役」とは、法人の取締役またはある個人のために同様の役割を担う自然人もしくは同様の地位にある自然人をいう。

「将来指向情報」とは、将来の経済状況および一連の活動についての仮定に基づいた、発生し得る出来事、状況または財務実績に関する開示をいい、予測または計画として提示される予想財務実績、財務状態またはキャッシュフローに関する将来指

向の財務情報が含まれる。

- (a) 「内部者」とは、次に掲げる者をいう。
報告発行者の取締役または役員
- (b) 報告発行者の内部者または子会社である個人または法人の取締役または役員
- (c) 個人または法人であつて、次のいずれかに該当する者
 - (i) 報告発行者の社外全議決権付証券に付随する議決権の10%を超える議決権を伴う報告発行者の証券について、実質的な所有または直接的もしくは間接的な支配もしくは指揮を有している者。議決権の保有割合の算定において、分売の過程で引受人として個人または法人が保有している証券は除かれる。
 - (ii) 報告発行者の社外全議決権付証券に付随する議決権の10%を超える議決権を伴う報告発行者の証券について、実質的な所有および直接的または間接的な支配または指揮の組み合わせを有している者。議決権の保有割合の算定において、分売の過程で引受人として個人または法人が保有している証券は除かれる。
- (d) 自らが発行した証券を取得した、買い戻した、またはその他の方法で入手した報告発行者であつて、当該証券を継続保有している者
- (e) 第(1)項に基づいてなされた命令において内部者として指

定された個人または法人

- (f) 第一四三条第(1)項四〇・vに基づいて指定された種類の個人または法人に該当する個人または法人
- 「発行者」とは、社外証券が存在する、証券を発行する、または証券の発行を計画している個人または法人をいう。
 - 「重大な変更」とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) 投資ファンドを除く発行者に関して用いられる場合
 - (i) 発行者の証券の市場価格または価額に重大な影響を与えることが合理的に予想される発行者の事業、業務または資本の変更
 - (ii) 取締役会もしくは同様の法的地位にあるその他の個人によつてなされた、または取締役会もしくは同様の法的地位にあるその他の個人による決定に対する承認は蓋然的であると考える発行者の上級経営者によつてなされた(i)における変更を実行する決定
 - (b) 投資ファンドである発行者に関して用いられる場合
 - (i) 発行者の証券の取得または継続保有の実行の判断において合理的な投資者が重要だと考えるであろう発行者の事業、業務または資本の変更
 - (ii) 次に掲げる者によつてなされた(i)における変更を実行する決定

(A) 発行者の取締役会もしくは発行者の投資ファンドマネージャーの取締役会または同様の法的地位にあるその他の個人

(B) 取締役会または同様の法的地位にあるその他の個人による決定に対する承認は蓋然的であると考える発行者の上級経営者

(C) 発行者の投資ファンドマネージャーの取締役会または同様の法的地位にあるその他の個人による決定に対する承認は蓋然的であると考える発行者の投資ファンドマネージャーの上級経営者

「重大な事実」とは、既発行証券または発行が計画されている証券に関して用いられる場合、証券の市場価格または価額に重大な影響を与えることが合理的に予想される事実をいう。

「不実表示」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) 重要な事実についての虚偽の陳述
- (b) 陳述が要求される、またはその状況に照らして誤導的な陳述とならないために必要となる重要な事実の陳述の省略

「役員」とは、発行者または登録者に関して、次に掲げる者をいう。

- (a) 取締役会の議長または副議長、最高経営責任者、最高執行責任者、最高財務責任者、社長、副社長、秘書役、秘書役補佐、財務部長、財務部長補佐および総支配人
- (b) 登録者または発行者の附属定款または同様の根拠に基づいて役員として指定された自然人
- (c) 第(a)号または第(b)号における自然人が通常担う役割と同様の役割を担う自然人

「個人」とは、自然人、組合、法人化されていない団体、法人化されていないシンジケート、法人化されていない組織、信託、受託者、執行者、管理者またはその他の法定代理人をいう。

「報告発行者」とは、次に掲げる発行者をいう。

- (a) 本法の前身に基づいて目論見書が届出られ、かつ、それに基づいて受領証が取得された議決権付証券または本法の前身に基づいて証券交換公開買付説明書が届出られた議決権付証券を一九六七年五月一日以降に発行した発行者
- (b) 当該目論見書に対して本法に基づいて委員会の理事の受領証が発給された目論見書を届出した発行者
- (b.i) 目論見書を届出しており、本法に基づいて委員会の理事の受領証が発給された発行者
- (c) 取引のための上場および登録がいつ開始されたかに関わらず、一九七九年九月一五日以後のいずれかの時より、委

員会によって認められたオンタリオ州に所在する証券取引所における取引のためにその証券が上場および登録されている発行者

(d) 事業会社法の適用を受ける発行者であつて、事業会社法に基づいて公衆に対して証券を募集する発行者

(e) 合併する法人もしくは合併された法人のうちの一人または存続する法人が少なくとも過去一二月月は報告発行者であつた場合、ある法人によるまたはその計算による他の法人または他の法人の証券の保有者との次に掲げるものに関連した当該ある法人の証券の交換後も存続する法人である発行者

(i) 制定法上の合併またはアレンジメント

(ii) 一方の法人が他方の法人の資産について権原を取得しそれによって他方の法人が法律上当然に消滅する制定法上の手続き、または既存の複数の法人が新たな法人に合一する制定法上の手続き

(f) 第一条第(1)項に基づいてなされた命令において報告発行者として指定された発行者

「証券」とは、発行者または予定発行者に関連するものであつて、次のものが含まれる。

(a) 一般に証券として認知されている文書、商品または書面
(b) 個人または法人の資本、資産、財産、利益、収益または

採掘権についての権原または権利を証する文書

(c) 受遺者または法定相続人の団体における権利を証する文書

(d) 証券についてのオプション、引受権またはその他の権利を証する文書

(e) 担保付債券、無担保債券、ノート、その他の債務証書、持分、株式、ユニット、ユニット証書、参加権証書、持分証書、受益権証書、設立前証書または設立前引受権であつて、次に掲げるものは除かれる。

(i) 保険法に基づいて免許を受けた保険会社によつて発行された保険契約

(ii) 銀行法（カナダ）のスケジュール I、II もしくは III に列挙されている銀行、一九九四年信用組合法の適用を受ける信用組合、貸付・信託会社法に基づいて登録を受けた貸付会社もしくは信託会社または協同信用組合法（カナダ）の適用を受ける団体によつて発行された預託証書
(f) その合意の下において、特定の資産ポートフォリオにおける比例的権利の価額を参照することにより、転換または返還において取得者の権利が評価される当該合意。保険法に基づいて免許を受けた保険会社によつて発行された契約であつて、満期に支払われる給付金のために取得者によつて支払われた保険料の四分の三以上の額の満期における支払いを規定した契約は除かれる。

(g) 受領された金銭について、償還または持分、株式、ユニットもしくはは権利の引受権としての取扱いが受領者または個人もしくはは法人の選択においてなされることを規定した合意

(h) 信託、不動産または団体についての持分証書または受益権証書

(i) 利益分配合意または利益分配証書

(j) 石油、天然ガス、鉱業権リース、鉱業権、鉱区使用料についての権利証書または議決権信託証書

(k) 石油もしくはは天然ガスの探掘権もしくははそのリースまたはそれについての部分的権利もしくははその他の権利

(l) 信託証券証書

(m) 保険会社によって発行されたものではない所得契約または年金契約

(n) 投資契約

(o) 奨学金制度もしくはは奨学金信託または教育的制度もしくはは教育的信託における権利を証する文書

(p) 商品先物契約または商品先物オプションであつて、商品先物法に基づいて委員会に登録もしくは承認された商品先物取引所において取引されていないものまたは書式が商品先物法に基づいて理事に受理されていないもの

「引受人」とは、本人として分売を目的として証券を取得す

ることに同意した、または代理人として分売に関連して証券の売買のための勧誘もしくは売却を行う個人または法人をいい、当該分売に直接的または間接的に参加する個人または法人が含まれるが、次に掲げる者は除かれる。

(a) その者の取引における利益が引受人または発行者によって支払われる通例的かつ習慣的な分売者または販売者の手数料の受領に限定される個人または法人

(b) 適用を受ける法域の法に基づいて解約のためにその株式またはユニットを受領し再販売するミューチュアル・ファンド

(c) 適用を受ける法域の法に基づいてその株式を取得し再販売する法人

(d) 第三五条第(2)項1において規定される証券または規則によつて指定される銀行取引に関しては、銀行法（カナダ）のスケジュールI、IIまたはIIIにおいて列挙されている銀行

第一・一条 本法の目的

本法は、次に掲げることを目的とする。

(a) 不公正、不適切または詐欺的な慣行からの保護を投資者に提供すること

(b) 公正かつ効率的な資本市場および資本市場の信頼性を育成すること

第二〇章 公開買付けおよび発行者買付け

Interpretation

第八九・一条(1)定義〔訳者注：抜粋〕

本章において、

「エクイティ証券」とは、発行者の収益に参加する残余権および発行者の清算または解散においてその資産に参加する残余権を備えている発行者の証券をいう。

「公表市場」とは、ある種類の証券に関して、当該証券が取引されているカナダまたはカナダ外部の市場であって、次のいずれかに該当する市場をいう。

- (a) 市場における取引価格が、定期的に、電子的に配信されている市場
- (b) 市場における取引価格が、定期的に、新聞または一般のかつ一定の実売部数を有する業界誌もしくは金融誌において公表されている市場

第三章 民事責任

第一三〇条(1)目論見書における不実表示に対する責任

目論見書または目論見書に対する訂正が不実表示を含んでい

る場合、分売期間または公衆への分売中に当該目論見書によって募集された証券を取得した取得者は、不実表示を信頼したか否かに関わらず、次に掲げる者に対する損害賠償についての訴権を有する。

- (a) その者のために分売が行われる発行者または売出席券保有者
- (b) 第五九条によって要求される認証について署名を行わなければならない証券引受人
- (c) 目論見書または目論見書に対する訂正が届出られた時点における発行者の取締役
- (d) その者によって作成された報告書、意見書または陳述書のみに関して、目論見書における情報開示に対するその者の同意が規則の要件に則って届出られている個人または法人
- (e) 第(a)号から第(d)号に該当する個人または法人を除く目論見書または目論見書に対する訂正に署名を行った個人または法人

取得者が第(a)号もしくは第(b)号に掲げる個人もしくは法人またはその他の証券引受人から証券を取得した場合、取得者は、当該個人、法人または引受人に対する取消権の行使を選択することができる。取消権の行使が選択された場合、取得者は、当該個人、法人または引受人に対する損害賠償についての訴権を有しないものとする。

第一三〇条(2)抗弁

いかなる個人または法人も、取得者が不実表示を認識して証券を取得したことを立証した場合は、第(1)項に基づく責任を負わない。

第一三〇条(3)同右

発行者または売出席券保有者を除くいかなる個人または法人も、次に掲げるいずれかのことを立証した場合は、第(1)項に基づく責任を負わない。

- (a) 目論見書または目論見書に対する訂正がその者の認識または同意なく届出られたこと、および、その者が当該届出を認識した時にそのような届出がなされたことについての適切な公示を速やかに行つたこと
- (b) 目論見書の受領証の交付後かつ取得者による証券の取得前に、目論見書または目論見書に対する訂正における不実表示を認識した時に、その者が目論見書における情報開示についての同意の撤回および当該撤回ならびにその理由についての適切な公示を行つたこと
- (c) 目論見書または目論見書に対する訂正のうち、専門家の権威に基づいて作成されたとされている部分または専門家の報告書、意見書もしくは陳述書の転載もしくは引用であるとしてされている部分に関して、不実表示が存在する、または目論見書もしくは目論見書に対する訂正の当該部分
- (d) 目論見書または目論見書に対する訂正のうち、専門家としてのその者自身の権威に基づいて作成されたとされている部分または専門家としてのその者の報告書、意見書もしくは陳述書の転載もしくは引用であるとされている部分であつて、専門家としてのその者の報告書、意見書もしくは陳述書を適正に表示することを怠つたことに起因する不実表示を含むものに関しては、次に掲げるいずれかのこと
 - (i) 当該個人または法人が、合理的な調査の後に、目論見書または目論見書に対する訂正はその者の報告書、意見書または陳述書を適正に表示していると考えられる合理的な根拠を有しており、かつ、そのように考えていたこと
 - (ii) 目論見書または目論見書に対する訂正の当該部分が専門家としてのその者の報告書、意見書または陳述書を適正に表示していないことを認識した時に、そのような利用がなされたことおよび目論見書または目論見書に対する訂正の当該部分に関してその者は責任を負わない

ことについて、その者が速やかに委員会に対する報告および適切な公示を行ったこと

(e) 公務員によってなされた陳述であるとされている部分または公文書の転載もしくは引用であるとされている部分に含まれる虚偽の陳述に関して、それが正確かつ適正な陳述の表示または文書の転載もしくは引用であること、および、その者が陳述は真実であると考える合理的な根拠を有しており、かつ、そのように考えていたこと

第一三〇条(4)同右

発行者または売出証券保有者を除くいかなる個人または法人も、目論見書または目論見書に対する訂正のうち、専門家としてのその者自身の権威に基づいて作成されたとされている部分または専門家としてのその者の報告書、意見書もしくは陳述書の転載もしくは引用であるとされている部分に関しては、次のいずれかに該当しない限り、第(1)項に基づく責任を負わない。

(a) 不実表示は存在しないという確信についての合理的な根拠を備えるための合理的な調査を怠った

(b) 不実表示が存在すると考えていた

第一三〇条(5)同右

発行者または売出証券保有者を除くいかなる個人または法人も、目論見書または目論見書に対する訂正のうち、専門家の権

威に基づいて作成されたとされていない部分であって、かつ、専門家の報告書、意見書または陳述書の転載または引用であるとされていない部分に関しては、次のいずれかに該当しない限り、第(1)項に基づく責任を負わない。

(a) 不実表示は存在しないという確信についての合理的な根拠を備えるための合理的な調査を怠った

(b) 不実表示が存在すると考えていた

第一三〇条(6)引受人に関する制限

いかなる引受人も、当該引受人が引受けた分売部分に相当する総公募価格を上回る責任を負わない。

第一三〇条(7)損害賠償についての訴訟における制限

第(1)項に基づく損害賠償についての訴訟において、被告は、信頼された不実表示の結果としての証券の価額の下落に相当しないことを立証した損害の全部または一部について責任を負わない。

第一三〇条(8)連帯責任

第(1)項に掲げる個人または法人の全員または一名もしくは二名以上の者は、連帯して責任を負う。本条によって支払責任を負う個人または法人は、個別に提訴された場合に同じ支払責任を負うべきであった個人または法人に対して負担部分について

求償することができる。ただし、裁判所は、事件の全ての事情に照らして負担部分の求償を認めることが公正かつ衡平でないとして認めた場合、負担部分についての求償権を否認することができる。

使を選択することができる。取得者がこの権利を行使した場合、当該個人または法人に対する損害賠償についての訴権は消滅する。

第一三〇条(9)回復可能な額に関する制限

いかなる場合も、本条に基づいて回復できる額は、証券が公衆に対して募集された時の価格を超えないものとする。

第一三〇・一条(2)抗弁

いかなる個人または法人も、取得者が不実表示を認識して証券を取得したことを立証した場合は、第(1)項に基づく責任を負わない。

第一三〇条(10)権利の不滅殺

本条によって付与される取消しまたは損害賠償についての訴権は、取得者が法律上有するその他の権利とは別に存在し、これによって滅殺されない。

第一三〇・一条(3)損害賠償についての訴訟における制限

第(1)項に基づく損害賠償についての訴訟において、被告は、信頼された不実表示の結果としての証券の価額の下落に相当しないことを立証した損害の全部または一部について責任を負わない。

第一三〇・一条(1)募集覚書における不実表示に対する責任

募集覚書が不実表示を含んでいた場合、分売期間に当該募集覚書によって募集された証券を取得した取得者は、不実表示を信頼したか否かに関わらず、次に掲げる権利を有する。

第一三〇・一条(4)連帯責任

1. 取得者は、その者のために分売が行われる発行者または売出証券保有者に対する損害賠償についての訴権を有する。

2. 取得者が1に掲げる個人または法人から証券を取得した場合、取得者は、当該個人または法人に対する取消権の行

第(5)項に従って、第(1)項に掲げる個人または法人の全員または一名もしくは二名以上の者は、連帯して責任を負う。本条によって支払責任を負う個人または法人は、個別に提訴された場合に同じ支払責任を負うべきであった個人または法人に対して負担部分について求償することができる。ただし、裁判所が事件の全ての事情に照らして負担部分の求償を認めることが公正かつ衡平でないと判断した場合は、この限りではない。

第三〇・一条(5)同右

第(4)項に関わらず、発行者は、分売されている証券の分売から利益を得ておらず、かつ、不実表示が発行者によって提供された情報に基づいていない場合は、次のことに該当しない限り、責任を負わないものとする。

- (a) 不実表示が、発行者によって既に一般に開示された情報に基づいており、
- (b) 不実表示が、既に一般に開示された時点で不実表示であり、
- (c) さらに、不実表示がその後、分売されている証券の分売の完了前に、発行者によって公に訂正または更新されなかったこと

第三〇・一条(6)回復可能な額に関する制限

いかなる場合も、本条に基づいて回復できる額は、証券が募集された時の価格を超えないものとする。

第三〇・一条(7)権利の不減殺

本条によって付与される取消しまたは損害賠償についての訴権は、取得者が法律上有するその他の権利とは別に存在し、これによって減殺されない。

第三〇・一条(8)適用

本条は、本条の適用のために規則において定められる第五三条からの適用除外に基づく証券の分売に関連して取得予定者に対して付与された募集覚書についてのみ適用される。

第三一一条(1)説明書における不実表示に対する責任

第二〇章の要求事項として被申込発行者の証券保有者に送付された公開買付説明書または当該説明書に関する変更もしくは変動についての通知に不実表示が含まれていた場合、証券保有者は、不実表示を信頼したか否かに関わらず、申込者に対する取消しもしくは損害賠償についての訴権を行使するか、または次に掲げる者に対する損害賠償についての訴権を行使するかを選択することができる。

- (a) 説明書または通知に署名がなされた時に申込者の取締役であった個人
- (b) 説明書または通知に関して、その者の報告書、意見書または陳述書のみについてのその者の同意が規則の要件に則って届出られている個人または法人
- (c) 第(a)号に含まれる個人を除く、説明書または通知における認証についての署名を行った個人

第三一一条(2)同右

第二〇章の要求事項として被申込発行者の証券保有者に交付された取締役会説明書もしくは取締役説明書もしくは役員説明

書または当該説明書に関する変更もしくは変動についての通知に不実表示が含まれていた場合、証券保有者は、不実表示を信頼したか否かに関わらず、不実表示を含む説明書または通知に署名を行った取締役または役員に対する損害賠償についての訴権を有する。

第一三一条(3)同右

発行者買付説明書または当該説明書に関する変更もしくは変動についての通知に不実表示が含まれていた場合、第(1)項は、必要な変更を伴って適用される。

第一三一条(4)抗弁

いかなる個人または法人も、取得者が不実表示を認識して証券を取得したことを立証した場合は、第(1)項、第(2)項または第(3)項に基づく責任を負わない。

第一三一条(5)同右

申込者を除くいかなる個人または法人も、次に掲げることを立証した場合は、第(1)項、第(2)項または第(3)項に基づく責任を負わない。

- (a) 公開買付説明書、発行者買付説明書、取締役会説明書または取締役説明書もしくは役員説明書がその者の認識または同意なく送付されたこと、および、その者が当該送付

を認識した時にそのような送付がなされたことについての適切な公示を速やかに行ったこと

- (b) 公開買付説明書、発行者買付説明書、取締役会説明書または取締役説明書もしくは役員説明書の送付後、公開買付説明書、発行者買付説明書、取締役会説明書または取締役説明書もしくは役員説明書における不実表示を認識した時に、その者がそれについての同意の撤回および当該撤回ならびにその理由についての適切な公示を行ったこと

- (c) 説明書のうち、専門家の権威に基づいて作成されたと思われる部分または専門家の報告書、意見書もしくは陳述書の転載もしくは引用であるとされている部分に関しては、不実表示が存在する、または説明書の当該部分が専門家の報告書、意見書もしくは陳述書を適正に表示していない、もしくは専門家の報告書、意見書もしくは陳述書を適正に転載もしくは引用していないと考える合理的な根拠をその者が有しておらず、かつ、そのように考えていなかったこと

- (d) 説明書のうち、専門家としてのその者自身の権威に基づいて作成されたとされている部分または専門家としてのその者の報告書、意見書もしくは陳述書の転載もしくは引用であるとされている部分であって、専門家としてのその者の報告書、意見書もしくは陳述書を適正に表示することを怠ったことに起因する不実表示を含む部分に関しては、

次のいずれかのこと

- (i) 個人または法人が、合理的な調査の後に、説明書は専門家としてのその者の報告書、意見書または陳述書を適正に表示していると考えられる合理的な根拠を有しており、かつ、実際にそのように考えていたこと

- (ii) 説明書の当該部分が専門家としてのその者の報告書、意見書または陳述書を適正に表示していないことを認識した時に、そのような利用がなされたことおよび説明書の当該部分に関してその者は責任を負わないことについて、その者が速やかに委員会に対する報告および適切な公示を行ったこと

- (e) 公務員によってなされた陳述であるとされている部分または公文書の転載もしくは引用であるとされている部分に含まれる虚偽の陳述に関して、それが正確かつ適正な陳述の表示または文書の転載もしくは引用であること、および、その者が陳述は真実であると考えられる合理的な根拠を有しており、かつ、実際にそのように考えていたこと

第一三一条(6)同右

申込者を除くいかなる個人または法人も、説明書のうち、専門家としてのその者自身の権威に基づいて作成されたとされている部分または専門家としてのその者の報告書、意見書もしくは陳述書の転載もしくは引用であるとされている部分に関して

は、次のいずれかに該当しない限り、第(1)項、第(2)項または第(3)項に基づく責任を負わない。

- (a) 不実表示は存在しないという確信についての合理的な根拠を備えるための合理的な調査を怠った
- (b) 不実表示が存在すると考えていた

第一三一条(7)同右

申込者を除くいかなる個人または法人も、説明書のうち、専門家の権威に基づいて作成されたとされておらず、かつ、専門家の報告書、意見書または陳述書の転載または引用であるとされていない部分に関しては、次のいずれかに該当しない限り、第(1)項、第(2)項または第(3)項に基づく責任を負わない。

- (a) 不実表示は存在しないという確信についての合理的な根拠を備えるための合理的な調査を怠った
- (b) 不実表示が存在すると考えていた

第一三一条(8)連帯責任

第(1)項、第(2)項または第(3)項に掲げる個人または法人の全員または一名もしくは二名以上の者は、連帯して責任を負う。本条によって支払責任を負う個人または法人は、個別に提訴された場合に同じ支払責任を負うべきであった個人または法人に対して負担部分について求償することができる。ただし、裁判所は、事件の全ての事情に照らして負担部分の求償を認めること

が公正かつ衡平でないと認められた場合、負担部分についての求償権を否認することができる。

第一三一条(9)責任の制限

被申込法人の証券と引き換えに申込法人によって提供された証券に影響を与える不実表示を根拠とした第(1)項、第(2)項または第(3)項に基づく損害賠償についての訴訟において、被告は、不実表示の結果としての証券の価額の下落に相当しないことを立証した損害の全部または一部について責任を負わない。

第一三一条(10)見做発行者買付説明書

第一〇一・二条第(1)項によって第二〇章の正式な買付要件から除外される発行者買付けにおける申込者が、適切な指定証券取引所の附属定款、規則または指針によって、開示文書の当該指定証券取引所に対する届出または被申込発行者の証券保有者に対する交付が要求される場合、本条の適用において、当該開示文書は、第二〇章の要求事項として証券保有者に交付された発行者買付説明書と見做される。

第一三一条(11)権利の不滅殺

本条によって付与される取消しまたは損害賠償についての訴権は、取得者が法律上有するその他の権利とは別に存在し、これによって滅殺されない。

第一三二条 合理性の基準

第二〇条および第一三一条の適用において、合理的な調査または確信についての合理的な根拠の構成内容を判断する場合、合理性の基準は、特定の事件の事情の下で慎重な者に要求される程度のものとする。

第一三二・一条(1)不実表示に対する責任についての抗弁

個人または法人は、将来指向情報に関する不実表示についての第一三〇条、第一三〇・一条または第一三一条に基づく訴訟において、次に掲げる全てのことを立証した場合は責任を負わない。

1. 将来指向情報を含む文書が、当該情報に近接して次のものを含んでいたこと

i. 当該将来指向情報および将来指向情報における結果、予測または計画とは実質的に異なる現実の結末を招来させる得る重要な要素を特定する合理的な注意文言

ii. 将来指向情報において提示された結果の導出または予測もしくは計画の形成に用いられた重要な要素または仮定の陳述

2. 個人または法人が、将来指向情報において提示された結果の導出または予測もしくは計画の形成について、合理的な根拠を有していたこと

第一三二・一条(2)除外

第(1)項は、財務諸表における将来指向情報または新規公開募集に関連して公表された文書における将来指向情報に関して、個人または法人の責任を排除しない。

第一三三条～第一三七条〔訳者注…省略〕

第一三八条 出訴期限

本法において別段の定めがない限り、いかなる訴訟も、次に掲げる時を超えては本章によって作出された権利の実現のためには開始されないものとする。

- (a) 取消しについての訴訟の場合、訴訟原因を生じさせた取引の日の一八〇日後
- (b) 取消しについての訴訟以外の訴訟の場合、次のうちいずれか先に到来する時
 - (i) 原告が訴訟原因を生じさせている事実を認識した日の一八〇日後
 - (ii) 訴訟原因を生じさせた取引の日の三年後

第二三・一章 流通市場における開示に対する責任

Interpretation and Application

第一三八・一条 定義

本章において、

「報酬」とは、不実表示がなされた日または適時開示の不履行が最初に生じた日の前二ヶ月間に受領した報酬をいい、オプション、年金給付または株式評価益権が含まれるがそれらに限定されない同期間に付与されたあらゆる支払繰延報酬の公正市場価値は、当該報酬が授与された時点の価値をもって評価される。

「支配者」「削除」

「中核的文書」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) 次に掲げる者に関して用いられた責任ある発行者の目録見書、公開買付説明書、発行者買付説明書、取締役会説明書、公開買付説明書、発行者買付説明書または取締役会説明書に関する変更または変動の通知、ライツオフアリング説明書、経営者による討議と分析、年次情報報告書、情報説明書、年次財務諸表および中間財務報告書
 - (i) 責任ある発行者の取締役であつて当該責任ある発行者の役員を兼任していない者
 - (ii) 責任ある発行者が投資ファンドである場合は、責任ある発行者または投資ファンドマネージャーの役員を除く、影響力を有する者

(iii) 投資ファンドマネージャーの役員を除く、影響力を有する者の取締役または役員であつて責任ある発行者の役員を兼任していない者

(b) 次に掲げる者に関して用いられた責任ある発行者の目録見書、公開買付説明書、発行者買付説明書、取締役会説明書、公開買付説明書、発行者買付説明書または取締役会説明書に関する変更または変動の通知、ライツオファリング説明書、経営者による討議と分析、年次情報報告書、情報説明書、年次財務諸表、中間財務報告書および第七五条第(2)項または規則によつて要求される重要変更報告書

(i) 責任ある発行者または当該責任ある発行者の役員

(ii) 責任ある発行者が投資ファンドである場合、投資ファンドマネージャー

(iii) 責任ある発行者が投資ファンドである場合、投資ファンドマネージャーの役員

(c) 本定義のために規則によつて定められる右に類するその他の文書

「文書」とは、電磁的にのみ作成または伝達された情報を含む、書面化された情報であつて、次に掲げるものをいう。

(a) 委員会に対する届出が要求される情報

(b) 委員会に対する届出が要求されない情報のうち、次に掲げるもの

(i) 委員会に対する届出がなされた情報

(ii) 適用される証券法もしくは会社法に基づいて政府もしくは政府機関に対して届出がなされた情報もしくは届出が要求される情報、または附属定款もしくは規則に基づいて証券取引所もしくは気配・取引情報表示システムに対して届出がなされた情報もしくは届出が要求される情報

(iii) その内容が責任ある発行者の証券の市場価格または価値に影響を与えることが合理的に予想されるその他の情報

「専門家」とは、個人または法人によつて専門的立場においてなされた陳述に対して権威を与える専門性を有する当該個人または法人であつて、会計士、保険数理士、鑑定士、監査人、技術者、金融アナリスト、地質学者または弁護士が含まれ、これらに限定されないが、指定信用格付機関は除かれる。

「適時開示の不履行」とは、重要な変更についての本法または規則によつて要求される方法および時期における開示を怠ることをいう。

〔将来指向情報〕〔削除〕

「影響力を有する者」とは、責任ある発行者に関して、次に掲げる者をいう。

- (a) 支配者
- (b) 発起人
- (c) 責任ある発行者の取締役または役員ではない内部者
- (d) 責任ある発行者が投資ファンドである場合、投資ファンドマネージャー

「発行者の証券」とは、責任ある発行者の証券をいい、さらに、次に掲げる証券が含まれる。

- (a) 証券の市場価格もしくは価額または証券に基づく支払債務が、責任ある発行者の証券から算出されるものまたはそれを基礎とするもの
- (b) 責任ある発行者のために個人もしくは法人によって作出された証券または責任ある発行者によって保証されている証券

「責任限度」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) 責任ある発行者の場合、次に掲げる額のいずれか大きい方
 - (i) 責任ある発行者の時価総額（当該文言は規則において定義される）の五%
 - (ii) 一〇〇万ドル

(b) 責任ある発行者の取締役または役員の場合、次に掲げる額のいずれか大きい方

- (i) 二万五千ドル
- (ii) 責任ある発行者およびその関係者から受領した取締役または役員の報酬の総額の五〇%
- (c) 自然人でない影響力を有する者の場合、次に掲げる額のいずれか大きい方
 - (i) 責任ある発行者の時価総額（当該文言は規則において定義される）の五%
 - (ii) 一〇〇万ドル
- (d) 自然人である影響力を有する者の場合、次に掲げる額のいずれか大きい方
 - (i) 二万五千ドル
 - (ii) 責任ある発行者およびその関係者から受領した影響力を有する者の報酬の総額の五〇%
- (e) 影響力を有する者の取締役または役員の場合、次に掲げる額のいずれか大きい方
 - (i) 二万五千ドル
 - (ii) 影響力を有する者およびその関係者から受領した取締役または役員の報酬の総額の五〇%
- (f) 専門家の場合、次に掲げる額のいずれか大きい方
 - (i) 一〇〇万ドル
 - (ii) 不実表示の前二ヶ月間に、責任ある発行者およびそ

の関係者から専門家およびその関係者が得た収入

- (g) 第(d)号、第(e)号または第(f)号に掲げる自然人を除く、公の口頭の陳述を行った個人の場合、次に掲げる額のいずれか大きい方

- (i) 二万五千ドル
(ii) 責任ある発行者およびその関係者から個人が受領した報酬の総額の五〇%

「経営者による討議と分析」とは、年次情報報告書、年次報告書またはその他の文書のうち、オンタリオ州証券法に基づいて要求される責任ある発行者の財務状況と財務実績に関する経営者による討議と分析を含む部分をいう。

「公の口頭の陳述」とは、陳述に含まれる情報が広くに開示されることになる合理的な者が考へる状況においてなされた口頭の陳述をいう。

「公表」とは、情報または文書に関して、委員会、カナダにおけるその他の証券規制機関もしくは証券取引所に届出を行うことまたはその他の手段で一般に公開することをいう。

「責任ある発行者」とは、次に掲げる者をいう。

- (a) 報告発行者

(b) オンタリオ州と現実的かつ実質的な関係を有するその他の発行者であつて、その証券が公に取引されている者

「取引日」とは、証券についての主たる市場（規則において定義される）が取引のために開いている日をいう。

第一三八・二条 適用

本章は、次に掲げる取引については適用されない。

- (a) 分売期間に目論見書によつて募集された証券の購入
(b) 規則によつて定められる取引を除く、第五三条または第六二条の適用を除外される分売による発行者の証券の取得
(c) 規則によつて定められる取引を除く、公開買付けまたは発行者買付けに関連した、またはそれに基づく発行者の証券の取得または処分
(d) 規則によつて定められる右に類するその他の取引またはその他の種類の取引

Liability

流通市場における開示に対する責任

第一三八・三条(1)責任ある発行者によつて公表された書類

責任ある発行者または責任ある発行者を代表する現実、黙示もしくは表見上の権限を有する個人もしくは法人が、不実表示

を含む文書を公表した場合、文書が公表された時から文書に含まれていた不実表示が公に訂正されるまでの期間に発行者の証券を取得または処分した個人または法人は、不実表示を信頼したか否かに関わらず、次に掲げる者に対する損害賠償についての訴権を有する。

- (a) 責任ある発行者
- (b) 文書の公表時点における責任ある発行者の取締役
- (c) 文書の公表について授権、許可または黙諾した責任ある発行者の役員
- (d) 影響力を有する者およびその取締役ならびに役員であつて、
 - (i) 責任ある発行者または責任ある発行者を代表している個人もしくは法人に対して、文書を公表するように意図的に影響力を行使した者
 - (ii) 責任ある発行者の取締役または役員に対して、文書の公表について授権、許可または黙諾するように意図的に影響力を行使した者
- (e) 専門家であつて、次に掲げる場合に該当する者
 - (i) 専門家によって作成された報告書、陳述書または意見書にも不実表示が含まれていた場合であつて、
 - (ii) 文書が、専門家の当該報告書、陳述書または意見書を収録、要約または引用していた場合
 - (iii) 専門家を除く個人または法人によって文書が公表され

た場合においては、さらに、文書における報告書、陳述書または意見書の利用に書面をもって同意していた場合

第一三八・三条(2)責任ある発行者による公の口頭の陳述

責任ある発行者を代表して発言を行う現実、黙示または表見上の権限を有する個人が、責任ある発行者の事業または業務に関連する公の口頭の陳述であつて、かつ、不実表示を含む公の口頭の陳述を行った場合、公の口頭の陳述が行われた時から公の口頭の陳述に含まれていた不実表示が公に訂正されるまでの期間に発行者の証券を取得または処分した個人または法人は、不実表示を信頼したか否かに関わらず、次に掲げる者に対する損害賠償についての訴権を有する。

- (a) 責任ある発行者
- (b) 公の口頭の陳述を行った個人
- (c) 公の口頭の陳述について授権、許可または黙諾した責任ある発行者の取締役および役員
- (d) 影響力を有する者およびその取締役ならびに役員であつて、
 - (i) 公の口頭の陳述を行った個人に対して、公の口頭の陳述を行うように意図的に影響力を行使した者
 - (ii) 責任ある発行者の取締役または役員に対して、公の口頭の陳述を行うことについて授権、許可または黙諾するように意図的に影響力を行使した者

(e) 専門家であつて、次に掲げる場合に該当する者

(i) 専門家によって作成された報告書、陳述書または意見書にも不実表示が含まれていた場合

(ii) 公の口頭の陳述を行った個人が、専門家の報告書、陳述書または意見書を収録、要約または引用した場合

(iii) 専門家を除く個人によって公の口頭の陳述が行われた場合に、公の口頭の陳述における報告書、陳述書または意見書の利用に書面をもつて同意していた場合

第一三八・三条(3)影響力を有する者

影響力を有する者または影響力を有する者を代表する現実、黙示もしくは表見上の権限を有する個人もしくは法人が、責任ある発行者に関連する文書または公の口頭の陳述であつて、かつ、不実表示を含む文書の公表または公の口頭の陳述を行った場合、文書が公表された時または公の口頭の陳述が行われた時から文書または公の口頭の陳述に含まれていた不実表示が公に訂正されるまでの期間に発行者の証券を取得または処分した個人または法人は、不実表示を信頼したか否かに関わらず、次に掲げる者に対する損害賠償についての訴権を有する。

(a) 責任ある発行者の取締役もしくは役員が文書の公表もしくは公の口頭の陳述を行うことについて授權、許可もしくは黙諾した場合、または、責任ある発行者が投資ファンドである場合に投資ファンドマネージャーが文書の公表も

しくは公の口頭の陳述を行うことについて授權、許可もしくは黙諾した場合、責任ある発行者

(b) 公の口頭の陳述を行った個人

(c) 文書の公表または公の口頭の陳述を行うことについて授權、許可または黙諾した責任ある発行者の取締役および役員

(d) 影響力を有する者

(e) 文書の公表または公の口頭の陳述を行うことについて授權、許可または黙諾した影響力を有する者の取締役および役員

(f) 専門家であつて、次に掲げる場合に該当する者

(i) 専門家によって作成された報告書、陳述書または意見書にも不実表示が含まれていた場合

(ii) 文書または公の口頭の陳述が、専門家の当該報告書、陳述書または意見書を収録、要約または引用していた場合

(iii) 専門家を除く個人によって文書の公表または公の口頭の陳述が行われた場合に、文書または公の口頭の陳述における報告書、陳述書または意見書の利用に書面をもつて同意していた場合

第一三八・三条(4)適時開示の不履行

責任ある発行者が適時開示の履行を怠つた場合、本法または

規則に基づいて要求される方法における重要な変更の開示が要求される時から重要な変更が後に開示されるまでの期間に発行者の証券を取得または処分した個人または法人は、責任ある発行者が開示要件を順守していたと信頼していたか否かに関わらず、次に掲げる者に対する損害賠償についての訴権を有する。

- (a) 責任ある発行者
- (b) 適時開示の不履行について授權、許可または黙諾した責任ある発行者の取締役および役員
- (c) 影響力を有する者およびその取締役ならびに役員であつて、

- (i) 責任ある発行者または責任ある発行者を代表している個人もしくは法人に対して、適時開示の不履行について意図的に影響力を行使した者
- (ii) 責任ある発行者の取締役または役員に対して、適時開示の不履行について授權、許可または黙諾するように意図的に影響力を行使した者

第一三八・三条(5)複数の地位

本条に基づく訴訟において、影響力を有する者の取締役または役員である個人は、当該個人が責任ある発行者の取締役または役員として責任を負う場合、その地位においては責任を負わない。

第一三八・三条(6)複数の不実表示

本条に基づく訴訟において、

- (a) 対象事項または内容の共通する複数の不実表示は、裁判所の裁量において、単一の不実表示として扱うことができる。

- (b) 共通の対象事項に関する重要な変更または複数の重要な変更の適時開示の不履行の複数の段階は、裁判所の裁量において、単一の適時開示の不履行として扱うことができる。

第一三八・三条(7)黙示または現実の権限の不存在

第(2)項または第(3)項に基づく訴訟において、発行者を代表して発言する黙示または現実の権限ではない表見上の権限を公の口頭の陳述を行った個人が有していた場合、いかなるその他の個人も、不実表示を認識した時または合理的に認識すべきであった時より前に取得または処分された責任ある発行者の証券に關して責任を負わない。

立証責任および抗弁

第一三八・四条(1)非中核的文書および公の口頭の陳述

中核的文書ではない文書における不実表示または公の口頭の陳述における不実表示に関する一三八・三条に基づく訴訟において、個人または法人は、第(2)項に従って、原告が個人または

法人について次に掲げるいずれかのことを立証しない限り責任を負わない。

(a) 文書の公表または公の口頭の陳述が行われた時に、文書または公の口頭の陳述に不実表示が含まれていることを認識していたこと

(b) 文書の公表もしくは公の口頭の陳述が行われた時またはその時より前に、文書または公の口頭の陳述に不実表示が含まれているという認識を得ることを故意に回避したこと

(c) 不実表示が含まれる文書の公表または公の口頭の陳述を行うことに関して、作為または不作為を理由に、重大な義務違反行為の責めを負うこと

第一三八・四条(2)同右

専門家に関する第一三八・三条に基づく訴訟において、原告は、第(1)項に定められた事項を立証することを要求されない。

第一三八・四条(3)適時開示の不履行

適時開示の不履行に関する第一三八・三条に基づく訴訟において、個人または法人は、第(4)項に従って、原告が個人または法人について次に掲げるいずれかのことを立証しない限り責任を負わない。

(a) 適時開示の不履行が生じた時に、変更および当該変更が

重要な変更であることを認識していたこと

(b) 適時開示の不履行が生じた時またはその時より前に、変更および当該変更が重要な変更であることについて認識を得ることを故意に回避したこと

(c) 適時開示の不履行に関して、作為または不作為を理由に、重大な義務違反行為の責めを負うこと

第一三八・四条(4)同右

次に掲げる者に関する第一三八・三条に基づく訴訟において、原告は、第(3)項に定められた事項を立証することを要求されない。

(a) 責任ある発行者

(b) 責任ある発行者の役員

(c) 投資ファンドマネージャー

(d) 投資ファンドマネージャーの役員

第一三八・四条(5)不実表示または重要な変更の認識

個人または法人は、不実表示または適時開示の不履行に関する第一三八・三条に基づく訴訟において、発行者の証券の取得または処分を行った原告について次のいずれかのことを立証した場合、責任を負わない。

(a) 文書または公の口頭の陳述に不実表示が含まれていることを認識していたこと

(b) 重要な変更を認識していたこと

第一三八・四条(6)合理的な調査

個人または法人は、第一三八・三条に基づき訴訟において、次に掲げる場合は、責任を負わない。

(a) 個人または法人が、不実表示に関して次のことを立証した場合

(i) 不実表示を含む文書の公表または公の口頭の陳述を行う前に、合理的な調査を行ったことまたはそれを行わなかったこと

(ii) 文書の公表または公の口頭の陳述を行った時点で、文書または公の口頭の陳述に不実表示が含まれていると考える合理的な根拠を有していなかったこと

(b) 個人または法人が、適時開示の不履行に関して次のことを立証した場合

(i) 適時開示の不履行が生じる前に、合理的な調査を行ったことまたはそれを行わせたこと

(ii) 適時開示の不履行が生じたと考ええる合理的な根拠を有していなかったこと

第一三八・四条(7)裁判所によって考慮される要素

第(6)項に基づいて調査の合理性または第(1)項もしくは第(3)項に基づいて個人もしくは法人の重大な義務違反行為の有責性を

判断する場合、裁判所は、次に掲げるものを含む関連する全ての事情を考慮するものとする。

(a) 責任ある発行者の特性

(b) 個人または法人の知識、経験および職務

(c) 当該個人が役員である場合、役職

(d) 当該個人が取締役である場合、責任ある発行者とのその他の関係性の有無

(e) 責任ある発行者の継続開示義務の充足を確保するように設計されたシステムの存在およびその内容

(f) 責任ある発行者の開示順守システムおよび関連性のある事実についての情報を通常提供する義務を負っている発行者の役員、従業員ならびにその他の者に対する個人または法人の信頼の合理性

(g) 適用される法律に基づいて期間内に開示を行うことが要求される当該期間

(h) 専門家の報告書、陳述書または意見書に関して、当該専門家に適用される職業上の基準

(i) 個人または法人が認識していた、または合理的に認識すべきであった文書または公の口頭の陳述の内容および流布手段の範囲

(j) 不実表示については、不実表示を含む文書の作成および公表もしくは公の口頭の陳述の実行または当該文書もしくは公の口頭の陳述に含まれる事実の確認における個人

または法人の役割および責務

- (k) 適時開示の不履行については、重要な変更を開示しないという判断に関与した個人または法人の役割および責務

る方法において速やかに重要な変更の開示を行ったこと

第一三八・四条(8)秘匿の開示

個人または法人は、適時開示の不履行に関する第一三八・三条に基づく訴訟において、次に掲げることを満たす場合は、責任を負わない。

第一三八・四条(9)将来指向情報
個人または法人は、将来指向情報における不实表示に関する第一三八・三条に基づく訴訟において、次に掲げる全てのことを立証した場合は、責任を負わない。

1. 将来指向情報を含む文書または公の口頭の陳述が、当該情報に近接して次のものを含んでいたこと

- (a) 個人または法人が、責任ある発行者によって第七五条第(3)項または規則に基づいて委員会に対して秘匿的に届出がなされた報告書において重要な変更が開示されていたことを立証したこと

i. 当該将来指向情報および将来指向情報における結果、予測または計画とは実質的に異なる現実の結末を招来させ得る重要な要素を特定する合理的な注意文言

- (b) 責任ある発行者に、秘匿的に開示を行う合理的な根拠が存在していたこと

ii. 将来指向情報において提示された結果の導出または予測もしくは計画の形成に用いられた重要な要素または仮定の陳述

- (c) 秘匿的に届出られた報告書に含まれる情報の重要性が存続している場合は、秘匿の根拠が消滅した時に速やかに重要な変更の開示が公衆に対して行われたこと

2. 個人または法人が、将来指向情報において提示された結果の導出または予測もしくは計画の形成について、合理的な根拠を有していたこと

- (d) 個人もしくは法人または責任ある発行者が、開示されていない重要な変更起因して、不实表示を含む文書の公表または公の口頭の陳述を行っていないこと

第一三八・四条(9)同右

- (e) 本法または規則に基づいて要求される方法以外の方法において重要な変更が一般に認識されることになった場合は、責任ある発行者が本法または規則に基づいて要求され

個人または法人は、次に掲げることを満たす場合は、将来指向情報を含む公の口頭の陳述に関して第(9)項1の要件を充足したと看做されるものとする。

- (a) 公の口頭の陳述を行った個人が、口頭の陳述は将来指向

情報を含んでいるという警告的な陳述を行ったこと

(b) 公の口頭の陳述を行った個人が、次のことを述べたこと

(i) 現実の結末は、将来指向情報における結果、予測または計画と大きく異なり得ること

(ii) 将来指向情報において示された結果の導出または予測もしくは計画の形成に用いられた特定の重要な要素または仮定

(c) 公の口頭の陳述を行った個人が、次のものに関する追加的な情報が容易に入手可能な文書またはかかる文書の一部分に含まれていることを述べ、かつ、文書またはかかる文書の一部分を特定したこと

(i) 将来指向情報における結果、予測または計画とは実質的に異なる現実の結末を生じさせ得る重要な要素

(ii) 将来指向情報において示された結果の導出または予測もしくは計画の形成に用いられた重要な要素または仮定

第一三八・四條(9)同右

第(9)項第(c)号の適用において、委員会に対する届出がなされた文書またはその他の手段によって一般に開示された文書は、容易に入手可能であると見做されるものとする。

第一三八・四條(10)適用除外

第(9)項は、本法または規則に基づいて届出が要求される財務諸表における将来指向情報に関して、または新規公開募集に関連して公表された文書における将来指向情報に関して、個人または法人の責任を排除しない。

第一三八・四條(1)専門家報告書、陳述書または意見書

専門家を除く個人または法人は、文書または公の口頭の陳述のうち、専門家によって作成された報告書、陳述書または意見書を収録、要約または引用した部分であつて、責任ある発行者が報告書、陳述書または意見書の利用について専門家の書面による同意を得ていた部分に関する第一三八・三條に基づく訴訟において、文書の公表または公の口頭の陳述が行われる前に書面をもって同意が撤回されていない場合であつて、次に掲げること立証した場合は、責任を負わない。

(a) 個人または法人が、文書または公の口頭の陳述のうち、専門家の権威において作成された部分に不実表示が存在すると認識しておらず、かつ、そのように考える合理的な根拠を有していなかったこと

(b) 文書または公の口頭の陳述の当該部分が、専門家によって作成された報告書、陳述書または意見書を適正に表示していたこと

第一三八・四條(12)同右

〔試訳〕カナダ連邦オンタリオ州証券法の不実開示に関する民事責任規定

同志社法学 六四卷五号 一三九 (二六三九)

専門家は、文書または公の口頭の陳述のうち、当該専門家によって作成された報告書、陳述書または意見書を収録、要約または引用した部分に関する第二三八・三条に基づく訴訟において、以前に付与していた同意を文書の公表または公の口頭の陳述が行われる前に書面をもって撤回していたことを立証した場合は、責任を負わない。

第一三八・四条(13)文書の公表

個人または法人は、委員会に対する届出が要求される文書以外の文書における不実表示に関する第一三八・三条に基づく訴訟において、文書が公表された時、文書が公表されると認識しておらず、かつ、そのように考える合理的な根拠を有していなかったことを立証した場合は、責任を負わない。

第一三八・四条(14)派生的情報

個人または法人は、文書または公の口頭の陳述における不実表示に関する第一三八・三条に基づく訴訟において、次に掲げることを立証した場合は、責任を負わない。

- (a) 不実表示が、責任ある発行者を除くその他の個人もしくは法人によってまたはそれらの者を代表して委員会もしくはカナダにおけるその他の証券規制機関または証券取引所に対して届出がなされた文書にも含まれており、責任ある発行者によってまたは責任ある発行者を代表して文

書の公表または公の口頭の陳述が行われる前に、その他の個人もしくは法人によってまたはそれらの者を代表して委員会もしくはカナダにおけるその他の証券規制機関または証券取引所に対して届出がなされた別の文書において訂正がなされなかったこと

- (b) 文書または公の口頭の陳述が、不実表示の出典である文書を特定する言及を含んでいたこと

- (c) 文書の公表または公の口頭の陳述が行われた時に、当該個人または法人が、文書または公の口頭の陳述が不実表示を含んでいると認識しておらず、かつ、そのように考える合理的な根拠を有していなかったこと

第一三八・四条(15)訂正措置が講じられた場合

責任ある発行者を除く個人または法人は、第一三八・三条に基づく訴訟において、不実表示または適時開示の不履行が個人または法人の認識または同意がなされたものである場合であって、当該個人または法人が不実表示を訂正がなされる前に認識し、または適時開示の不履行を本法もしくは規則に基づいて要求される方法における開示がなされる前に認識し、次に掲げることを満たした場合は、責任を負わない。

- (a) 個人または法人が、不実表示または適時開示の不履行について、取締役会または同様の地位にあるその他の個人に対して速やかに通知を行ったこと

(b) 第(a)号に基づく通知の二営業日後以内に責任ある発行者によって不実表示の訂正または本法もしくは規則に基づいて要求される方法における重要な変更の開示がなされない場合は、個人または法人が、法律または職業上の機密保持規則によって禁じられている場合を除き、不実表示または適時開示の不履行について速やかに書面をもって委員会に対して通知を行ったこと

Damages

第一三八・五条(1)損害賠償額の算定

損害賠償額は、不実表示を含む文書の公表もしくは公の口頭の陳述の実行の後または適時開示の不履行の後に発行者の証券を取得した個人または法人を受取人として、次のように算定されるものとする。

1. 責任ある発行者の証券のうち、不実表示の公の訂正または本法もしくは規則に基づいて要求される方法における重要な変更の開示の一〇取引日後またはその日より前に当該個人または法人が処分した部分に関しては、算定損害賠償額は、当該証券について支払われた平均価格（それに関して支払われた手数料を含む）と当該証券の処分において受領した価格（処分に関して支払われた手数料を控除しない）の差額に等しいものとし、ヘッジングまたはその他のリスク限定取引の成果を斟酌して算出される。

2. 責任ある発行者の証券のうち、不実表示の公の訂正または本法もしくは規則に基づいて要求される方法における重要な変更の開示の一〇取引日後より後に当該個人または法人が処分した部分に関しては、算定損害賠償額は、次に掲げる額のいずれか小さい方に等しいものとする。

i. 当該証券について支払われた平均価格（それに関して支払われた手数料を含む）と当該証券の処分において受領した価格（処分に関して支払われた手数料を控除しない）の差額に等しい額であつて、ヘッジングまたはその他のリスク限定取引の成果を斟酌して算出された額

ii. その者が処分した当該証券の数に対して、当該証券について支払われた証券一つ毎の平均価格（それに関して支払われた証券一つ毎に定められる手数料を含む）と次に掲げる額の差額を乗じたものに等しい額

A. 発行者の当該証券が公表市場において取引されている場合、不実表示の公の訂正または本法もしくは規則に基づいて要求される方法における重要な変更の開示に続く一〇取引日間の主たる市場における発行者の当該証券の取引価格（これらの文言は規則において定義される）

B. 公表市場が存在しない場合、裁判所が公正と判断する額

3. 責任ある発行者の証券のうち、当該個人または法人が処

分しなかった部分に関しては、算定損害賠償額は、取得された当該証券の数に対して、当該証券について支払われた証券一つ毎の平均価格（それに関して支払われた証券一つ毎に定められる手数料を含む）と次に掲げる額の差額を乗じたものに等しい額とする。

- i. 発行者の当該証券が公表市場において取引されている場合、不実表示の公の訂正または本法もしくは規則に基づいて要求される方法における重要な変更の開示に続く一〇取引日間の主たる市場における発行者の当該証券の取引価格（これらの文言は規則において定義される）
- ii. 公表市場が存在しない場合、裁判所が公正と判断する額

第一三八・五条(2)同右

損害賠償額は、不実表示を含む文書の公表もしくは公の口頭の陳述の実行の後または適時開示の不履行の後に発行者の証券を処分した個人または法人を受取人として、次のように算定されるものとする。

1. 責任ある発行者の証券のうち、不実表示の公の訂正または本法もしくは規則に基づいて要求される方法における重要な変更の開示の一〇取引日後またはその日より前に当該個人または法人が取得した部分に関しては、算定損害賠償額は、当該証券の処分において受領した平均価格（処

分に関して支払われた手数料を控除する）と当該証券の取得について支払われた価格（それに関して支払われた手数料を含まない）の差額に等しいものとし、ヘッジングまたはその他のリスク限定取引の成果を斟酌して算出される。

2. 責任ある発行者の証券のうち、不実表示の公の訂正または本法もしくは規則に基づいて要求される方法における重要な変更の開示の一〇取引日後より後に当該個人または法人が取得した部分に関しては、算定損害賠償額は、次に掲げる額のいずれか小さい方に等しいものとする。

- i. 当該証券の処分において受領した平均価格（処分に關して支払われた手数料を控除する）と当該証券の取得について支払われた価格（それに関して支払われた手数料を含まない）の差額に等しい額であつて、ヘッジングまたはその他のリスク限定取引の成果を斟酌して算出された額
- ii. その者が処分した当該証券の数に対して、当該証券の処分において受領した証券一つ毎の平均価格（処分に關して支払われた証券一つ毎に定められる手数料を控除する）と次に掲げる額の差額を乗じたものに等しい額

- A. 発行者の当該証券が公表市場において取引されている場合、不実表示の公の訂正または本法もしくは規則に基づいて要求される方法での重要な変更の開示に続く一〇取引日間の主たる市場における発行者の当該証

券の取引価格（これらの文言は規則において定義される）

B. 公表市場が存在しない場合、裁判所が公正と判断する額

3. 責任ある発行者の証券のうち、当該個人または法人が取得しなかった部分に関しては、算定損害賠償額は、当該個人または法人が処分した証券の数に対して、当該証券の処分において受領した証券一つ毎の平均価格（処分に関して支払われた証券一つ毎に定められる手数料を控除する）と次に掲げる額の差額を乗じたものに等しい額とする。

- i. 発行者の当該証券が公表市場において取引されている場合、不実表示の公の訂正または本法もしくは規則に基づいて要求される方法における重要な変更の開示に続く
一〇取引日間の主たる市場における発行者の当該証券の取引価格（これらの文言は規則において定義される）
- ii. 公表市場が存在しない場合、裁判所が公正と判断する額

第一三八・五条(3)同右

第(1)項および第(2)項に関わらず、算定損害賠償額は、不実表示または適時開示の不履行とは関係を有しない証券の市場価格の変動に起因する額であると被告が立証した額を含まないものとする。

第一三八・六条(1)分割責任

第一三八・三条に基づく訴訟において、裁判所は、訴訟において有責であると認定された各被告に関して、当該訴訟における全原告を受取人として算定された損害賠償額について被告の負担を決定するものとする。当該各被告は、第一三八・七条第(1)項において定められた制限に従って、原告を受取人として算定された損害賠償額の総額のうち当該被告の負担に相当する部分についてのみ、原告に対して責任を負うものとする。

第一三八・六条(2)同右

第(1)項に関わらず、不実表示または適時開示の不履行に関する第一三八・三条に基づく訴訟において、責任ある発行者を除く特定の被告が不実表示または適時開示の不履行となることを認識しつつも不実表示の実行または適時開示の不履行について授権、許可または黙諾したと裁判所が判断した場合、訴訟において算定された損害賠償額の総額は当該被告から回復することができる。

第一三八・六条(3)同右

第(2)項に基づく裁判所の判断がなされた各被告は、第(2)項に基づく裁判所の判断がなされたその他の各被告と連帯して責任を負う。

第一三八・六条(4)同右

第(2)項に基づく回復の対象となった被告は、当該訴訟において有責であると認定されたその他の被告に求償することができ

第一三八・七条(1)損害賠償額の制限

第一三八・五条に関わらず、第一三八・三条に基づく訴訟において個人または法人によって支払われる損害賠償額は、次に掲げる額のいずれか小さい方とする。

(a) 当該訴訟において、個人または法人に対して算定された総損害賠償額

(b) 個人または法人についての責任限度から、不実表示または適時開示の不履行に関する第一三八・三条およびカナダのその他の州または準州における類似の法律に基づいて提起されたその他の全ての訴訟において当該個人または法人に対して、上訴がなされた場合にはその終了後に、算定された全損害賠償額の総計を差し引き、さらにそれらの訴訟についての和解において支払われた額を差し引いたもの

第一三八・七条(2)同右

第(1)項は、個人または法人が不実表示もしくは適時開示の不履行であることを認識しつつも不実表示の実行もしくは適時開

示の不履行について授権、許可もしくは黙諾したことまたは不実表示もしくは適時開示の不履行であることを認識しつつも不実表示の実行もしくは適時開示の不履行について影響力を行使したことを原告が立証した場合、責任ある発行者を除く当該個人または法人には適用されない。

Procedural Matters

第一三八・八条(1)訴訟提起に対する許可

第一三八・三条に基づくいかなる訴訟も、申立てについて授与される裁判所の許可および各被告への通知がなければ開始されない。裁判所は、次に掲げる要件が充足された場合にのみ、許可を授与するものとする。

(a) 訴訟が誠実に提起されていること

(b) 訴訟がトライアルにて原告の勝訴において終結する合理的な可能性が存在すること

第一三八・八条(2)同右

本条に基づく申立てにおいて、原告および各被告は、依拠する予定である重要な事実を明らかにする一つまたは複数の供述書の送達および提出を行うものとする。

第一三八・八条(3)同右

供述書の作成者は、供述書について裁判所の規則に則って尋

問を受けることがある。

第一三八・八条(4)委員会に送付される複写

裁判所に提出された訴訟提起に対する許可の申立書および供述書ならびに事実の陳述書の複写は、提出がなされた時に委員会に対して送付されるものとする。

第一三八・八条(5)通知要件

原告は許可の申立てについて着手するために定められた日付について委員会に対して書面をもって通知するものとし、同時に当該通知は各被告に対して付与される。

第一三八・八条(6)同右、許可の判断についての上訴

当事者が、第一三八・三条に基づく訴訟の開始の許可の認否に関する裁判所の判断について上訴した場合、

- (a) 上訴における各当事者は、提出がなされた時に委員会に対して事実の陳述書の複写を提供するものとする。
- (b) 上訴人は、上訴について審理するために定められた日付について委員会に対して書面をもって通知するものとし、同時に当該通知は各被告に対して付与される。

第一三八・九条(1)通知

第一三八・三条に基づく訴訟について開始の許可を授与され

た個人または法人は、次に掲げることを行うものとする。

- (a) 第一三八・三条に基づく訴訟について開始の許可を授与されたことを開示する新聞発表を速やかに行うこと
- (b) 新聞発表の複写を添付し、委員会に対する書面による通知を七日以内に送付すること
- (c) 提出がなされた時に訴状またはその他作成された文書の複写を委員会に対して送付すること
- (d) 訴訟のトライアルに着手するために定められた日付について委員会に対して書面をもって通知すること。同時に当該通知は各被告に対して付与される。

第一三八・九条(2)上訴

第一三八・三条に基づく訴訟における当事者が裁判所の判断に上訴した場合、

- (a) 各当事者は、提出がなされた時に委員会に対して事実の陳述書の複写を提供するものとする。
- (b) 上訴人は、上訴について審理するために定められた日付について委員会に対して書面をもって通知するものとし、同時に当該通知は各被告に対して付与される。

第一三八・一〇条 訴訟についての中断等に関する制限

第一三八・三条に基づく訴訟は、費用に関する条件が含まれるがそれに限定されない裁判所が適切であると考える条件に鑑

みた裁判所の承認がなされない限り、取下げ、放棄または和解がなされないものとする。訴訟についての和解の認否の判断において、裁判所は、同一の不実表示または適時開示の不履行に関する第一三八・三条またはカナダのその他の州もしくは準州における類似の法律に基づく未解決のその他の訴訟の存否について特に考慮するものとする。

在し、これによって減殺されない。

第一三八・一四条 出訴期限

第一三八・三条に基づいていかなる訴訟も、次に掲げる場合は開始されないものとする。

第一三八・一一条 費用
裁判所法および一九九二年集団訴訟法に関わらず、第一三八・三条に基づく訴訟における勝訴当事者は、適用される民事訴訟規則に則って裁判所によって決定される費用について権利を有する。

第一三八・二二条 委員会の権限

委員会は、第一三八・三条に基づく訴訟、第一三八・三条に基づく訴訟の開始の許可についての申立ておよび訴訟における裁判所の判断または訴訟の開始の許可の授与の認否に関する裁判所の判断に対する上訴に参加することができる。

第一三八・一三条 他の権利の不減殺

第一三八・三条に基づく損害賠償についての訴権および訴訟についての抗弁は、本章以外に基づいて提起された訴訟において原告または被告が有するその他の権利または抗弁とは別に存

(a) 文書における不実表示に関しては、次のうちいずれか先に到来する時に遅れた場合に

(i) 不実表示を含む文書が公表された日の三年後

(ii) 同一の不実表示に関する第一三八・三条またはカナダのその他の州もしくは準州の類似の法律に基づく訴訟の開始の許可が授与されたことを開示する新聞広告の発布の六ヶ月後

(b) 公の口頭の陳述における不実表示に関しては、次のいずれか先に到来する時に遅れた場合に

(i) 不実表示を含む公の口頭の陳述が行われた日の三年後

(ii) 同一の不実表示に関する第一三八・三条またはカナダのその他の州もしくは準州の類似の法律に基づく訴訟の開始の許可が授与されたことを開示する新聞広告の発布の六ヶ月後

(c) 適時開示の不履行に関しては、次のいずれか先に到来する時に遅れた場合

(i) 必要な開示を行うことが要求された日の三年後

(ii) 同一の不実表示に関する第一三八・三条またはカナダ

のその他の州もしくは準州の類似の法律に基づく訴訟の開始の許可が授与されたことを開示する新聞広告の発布の六ヶ月後

通則 (General (R.R.O. 1990, Regulation 1015))

第六章 流通市場における開示に対する民事責任

第二四八条

本章において、「エクイティ証券」とは、法第八九条第(1)項における意味と同義とする。

第二四九条

法第二三・一章の適用において、「時価総額」とは、発行者に関して、次のように決定される額をいう。

1. 公表市場が存在するエクイティ証券の各種類について、不実表示が行われた日または適時開示の不履行が生じた日の前一〇取引日の各日の取引終了時の当該種類の社外証券の数の合計を決定する。
2. 1に基づいて決定された合計を一〇で除する。
3. 2に基づいて決定された各種類についての商に、不実表示が行われた日または適時開示の不履行が生じた日の前一〇取引日間の証券についての主たる市場における当該

種類の証券の取引価格を乗じる。

4. 3に基づいて決定された額を、公表市場が存在するエクイティ証券の各種類について加える。
5. 公表市場で取引されていないエクイティ証券の各種類について、不実表示が行われた日または適時開示の不履行が生じた日の当該種類の社外証券の公正市場価値を決定する。
6. 5に基づいて決定された額を、公表市場で取引されていないエクイティ証券の各種類について加える。
7. 発行者の時価総額を決定するために、4に基づいて決定された額を6に基づいて決定された額に加える。

第二五〇条

法第二三・一章の適用において、「主たる市場」とは、責任ある発行者のある種類の証券に関して、次のものをいう。

- (a) 不実表示が行われた日または適時開示の不履行が生じた日の前一〇取引日間に当該種類の証券について最も多くの取引が行われたカナダにおける公表市場
- (b) 不実表示が行われた日または適時開示の不履行が生じた日の前一〇取引日間に当該種類の証券がカナダにおける公表市場において取引されなかった場合、当該一〇取引日間に当該種類の証券について最も多くの取引が行われた公表市場

〔試訳〕カナダ連邦オンタリオ州証券法の不実開示に関する民事責任規定

同志社法学 六四巻五号 一四七 (二六四七)

第二五一条

法第二三・一章の適用において、「取引価格」とは、公表市場が存在する種類の証券の証券一つに関して、次の方法によって決定される額をいう。

1. 2および3に従って、証券の取引価格は、当該期間について取引価格が決定される期間の公表市場における当該種類の証券の出来高加重平均価格となる。
 2. 3に従って、公表市場において当該種類の証券の取引が行われたのが当該期間について取引価格が決定される期間における取引日の半分未満である場合、証券の取引価格は、次のように決定される。
 - i. 公表市場において当該種類の証券の取引が行われなかった期間における各取引日についての最も高い買い呼値と最も低い売り呼値の平均の合計を算出する。
 - ii. iに基づいて決定された額を、公表市場において当該種類の証券の取引が行われなかった取引日の数で除する。
 - iii. iiに基づいて決定された額に、当該種類の証券の取引が行われた取引日についての公表市場における当該種類の証券の出来高加重平均価格を加える。
 - iv. iiiに基づいて決定された額を二で除する。
3. 当該期間について取引価格が決定される期間に公表市場において当該種類の証券の取引が行われなかった場合、証

券の取引価格は、証券の公正市場価値となる。

第二五二条

- (1) 法第二三・一章は、法第七二条第(7)項第(b)号において定められた法第五三条または第六二条からの適用除外に基づく発行者の証券の取得に適用される。当該適用除外は、法第一三八・二条第(b)項の適用のために規定される。
- (2) 法第二三・一章は、法第一〇〇条、第一〇〇・三条もしくは第一〇〇・四条に基づいて適用除外される公開買付けまたは法第一〇一・二条、第一〇一・四条もしくは第一〇一・五条に基づいて適用除外される発行者買付けに関連した、またはそれに基づく発行者の証券の取得または処分適用される。当該買付けは、法第一三八・二条第(c)項の適用のために規定される。